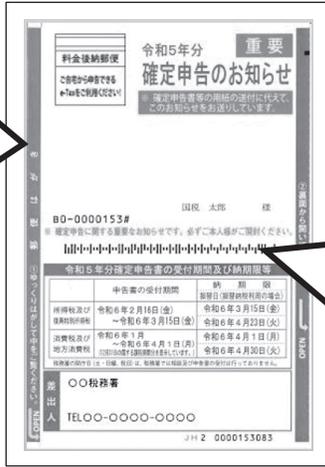


# 確定申告のお知らせも申告の際ご持参ください

パソコンやスマホ等を利用した申告が増えていることと資源保護及び行政コスト削減の観点から、確定申告書用紙の送付に代わり、国税庁は「確定申告のお知らせ」はがき又は封書をお送りしています。申告相談にお越しの際は、こちらをお持ち下さい。



【確定申告に必要な情報】  
【e-Tax 等のご案内】  
などが記載されています。

マイナンバーカードを利用して申告されている方はメッセージボックスから確認出来ます。

# 下書用の決算書・確定申告書について

令和 〇 年 月 日 令和 〇 6 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 FA2204

納税地	個人番号	生年月日
現在の所又は居所	フリガナ	氏名
事業所等	職業	番号・番号
代表者	代表者の氏名	代表者との続柄
整理番号	電話番号	住宅・勤務先・携帯電話番号

収入	税	計
事業所得	課税される所得金額	0.00
農業所得	上記の(2)に対する税額又は第三表の(2)	
不動産所得	配当控除	
配当所得		
給与所得		0.00
公的年金等所得	政令等特別控除	0.00
雑所得	住宅前払修繕特別控除等	
	災害減免額	
	再差引所得税額	0.00
	令和6年個人住民税	
	所得税及び復興特別所得税の額	
	復興特別所得税の額	
	所得税及び復興特別所得税の額	
	外国税控除等	
	源泉徴収税額	
	申告納税額	
	予定納税額	
	納3期分の税額	0.00
	納める税金	
	還付される税額	

第表(令和六年分用)

定額減税額は、(44)と(45)のいずれか少ない方の金額です。

令和6年分は定額減税の欄がこちらに追加されます。

下書用決算書・確定申告書が必要な方は、1月中旬以降に国税庁HP、当会HPよりダウンロードができます。

または当会及び鶴見税務署にてお受け取りください。(令和6年分用は定額減税の欄が設けられています、左記ご参照下さい。)

# 電話対応に関してのお知らせ

電話対応は下記の時間内とさせていただきます。

通常業務時間 月曜日～金曜日(年末年始及び祝日は除く)  
9:00～17:00(12:00～13:00は除く)

申告期特別対応 2月1日、8日、15日、22日、3月1日、8日、15日の土曜日  
9:00～12:00

申告期は指導員との電話が大変つながりにくくなります。

17:00以降(土曜日は12:00以降)折り返しのご連絡とさせていただきますので、ご承知おきください。